

前橋市火災予防条例の改正について（議案第60号）

消防局予防課

1 改正の理由

- (1) 工業標準化法の改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 避雷設備の位置及び構造を定める規定において、「日本工業規格」とあるのを「日本産業規格」に改める。
- (2) 住宅用防災警報器等の設置の免除を定める規定において、当該免除要件に、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置したときを加える。

3 施行期日

公布の日（ただし、2の(1)については、令和元年7月1日）